

## 宮城県国土利用計画(第六次)素案に対する意見について

### 1 素案に対する意見照会の概要

国土利用計画素案について、令和2年2月から3月にかけて、国地方支部局、市町村及び庁内関係課室へ意見照会を行ったところ、当審議会委員の意見と合わせ、全部で101件の意見が出された。件数の内訳は、「4意見件数一覧」のとおり。

### 2 意見反映に当たっての基本的な考え方

以下の点を検討し、修正の可否を判断した。

- (1) 「総合的な土地利用」を指針としている国土利用計画の趣旨と整合性が取れているか。
  - イ 個別規制法に基づく諸計画に記載されるべき内容であるものは反映しない。
- (2) 県計画として、個別市町村の特性や状況について記載することが適切であるか。
- (3) 県土の利用区分ごとの規模(面積)の目標は根拠に基づくものか。
- (4) 文章の表現が本文の趣旨と合致するか。
  - イ 文言の置き換えにより、文章の意味合いが変わらないか。
  - ロ 意見を反映させることにより、他の記載箇所における考え方との整合性を欠かないか。

### 3 中間案へ反映しなかった意見・その他質問

上記の考え方に基づいて、反映しなかった意見及びその他の質問の一部は以下のとおり。

ページ	項目	意見内容・質問	反映しない理由・回答
2	1(3)	第5次計画では現行ビジョンの終期の年度である令和2年となっていた。しかし、今回は「新・宮城の将来ビジョン」の終期の年度の翌年である令和13年となっているが、考え方として問題はないか。	土地利用変化の動向を適切に見据えることが可能な期間は概ね10年程度であることから、計画策定予定年である令和3年から10年後の令和13年を目標年次としている。 次回改定は令和12年度末(令和13年3月)を想定しているため、終期としては「新ビジョン」と同時期となる。
3	2(2)イ	「高盛土・多重防御等による現地再建など」と高盛土や多重防御の実施が現地再建につながったような言い方をしているが、なぜそう判断したのか理解出来ないため、この表現は削除いただきたい。 「沿岸部の住宅地は高台移転や地域の意向や実情を踏まえた再建を行ったところである」の表現を望む。	高台移転は「現地再建」ではなく、また、「現地再建」を行ったところは高盛土や多重防御を行ったことで実現している。高台移転を選択しなかった自治体があることを御理解願う。
7	3(1)ハ	防災について、農業面からみた自然災害リスクの低減等と繋げるなど、各所属で行っている事業をどのように空間的に落とししていくか記載すると、わかりやすいのでは。	「5計画の実現に向けた措置」に対応する施策一覧を来年度改定予定の「土地利用基本計画」に記載する方向で検討する。
9	3(2)イ	「仙台市中心部等～土地利用の観点から配慮を行う。」とあるが、土地利用以外の観点多すぎると考える。 また、仙台市中心部の土地利用を特出した理由や、それ以外の都市部について記載しない理由はあるか。	放射光施設、I L C誘致などの土地利用に関わる動向及び東北大学を中心とする教育研究機関のポテンシャルを表現したもの。 仙台市に集積しているため、必然的に仙台市中心部を代表として取り上げることとなる。
13	3(3)へ	工業用地について「必要な用地の確保を図る。」とあるが、人口減少等の情勢を踏まえ、その配置等についても言及することが必要と考える。	工業用地の配置に関する詳細な計画については、個別規制法に基づく諸計画において記載されるものとするため、現行のままとする。

#### 4 意見件数一覧

計画項目	審議会 委員	市町村 (注1)	庁内 関係課 (注1)	国地方 支分局 (注1)	計
前文			1		1
(本文全体 ※用語の修正など)		1	1	1	3
<b>1策定に関する基本的な考え方</b>					0
(1)計画改定の趣旨・背景					0
(2)計画の性格		1	2		3
(3)計画の構成と機関			1		1
(4)改定の方向性					0
イ 本格的な人口減少下における県土利用					0
ロ 震災復興期間後・地方創生を見据えた県土利用		1			1
ハ 安全・安心を実現する県土利用					0
<b>2県土利用の現状と課題</b>					0
(1)県土利用の現状		1	3		4
(2)県土利用上の諸課題					0
イ 復興の進展後もなお残る課題	1	2			3
ロ 人口減少による国土管理水準等の低下					0
ハ 自然環境と景観等の悪化		3	6	1	10
ニ 安全・安心な県土利用に対する要請					0
<b>3県土利用の基本方針</b>	2				2
(1)人口減少と震災復興期間後・地方創生を見据えた県土利用の基本方向			1		1
イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用			1		1
ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用					0
ハ 安全・安心を実現する県土利用	1	1	1		3
ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用			2	1	3
ホ 多様な主体と連携した県土利用					0
(2)地域類型別の県土利用の基本方向					0
イ 都市			7		7
ロ 農山漁村		2			2
ハ 自然維持地域	1		1		2
ニ 低未利用地・その他	1				1
(3)利用区分別の県土利用の基本方向	3	2	14		19
<b>4県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</b>	1				1
(1)県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	3		1	1	5
(2)地域別の概要	2	9	3	1	15
<b>5計画の実現に向けた措置</b>	1				1
イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用					0
ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用		1	3		4
ハ 安全・安心を実現する県土利用			2	1	3
ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用			3		3
ホ 多様な主体と連携した県土利用			2		2
ヘ 土地利用転換の適正化					0
ト 指標の活用					0
<b>合 計</b>	16	24	55	6	101

(注1) 意見照会実施期間 R2.2.12～R2.3.13

(注2) 一つの意見内容が複数の計画項目に関連する場合、整理上、項目ごとに1件ずつカウントしている。

(注3) 反映しなかった意見及び質問もカウントしている。

5 素案に対する意見対応案一覧 ※着色：本文変更を行わない意見

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
1	庁内	1	前文	「(仮称)新・宮城の将来ビジョン」「(以下「新ビジョン」という)」などと加えてはどうか。	2回目以降は「新ビジョン」という表現に修正。
2	庁内・市町村	2	1(2)5行目	宮城県地方創生総合戦略は、新ビジョンと統合予定であり、特段の理由がなければ、記載不要ではないか。	「宮城県地方創生総合戦略」は「新・宮城の将来ビジョン」に統合されるため、削除。
3	庁内	2	1(2)5行目	「持続可能な社会」については、後段以降で「持続可能な地域社会」との文言もあり、統一してはどうか。	「持続可能な地域社会」に統一。
4	庁内	2	1(3)計画の目標年次	第5次計画では現行ビジョンの終期の年度である平成32年となっていた。今回は新ビジョンの終期の年度の翌年である令和13年となっているが、考え方として問題はないか。	土地利用変化の動向を適切に見据えることが可能な期間は概ね10年程度であることから、計画策定予定年である令和3年から10年後の令和13年を目標年次としています。 また、第四次計画及び現行第五次計画も同様の考え方で目標年次を設定しています。 なお、次回改定は令和12年度末(令和13年3月)を想定しておりますので、終期としては新ビジョンと同時期となります。
5	市町村	2	1(4)□2行目	現在進行形である「心の復興」の取組を結論付けるような記述は望ましくないため、「地域コミュニティの弱体化に伴う土地の管理水準の低下」の後ろに「が懸念される」と追加すべき。	意見のとおり修正。
6	市町村	3	2(1)1段落2行目	各地目の割合について、割合が多い順番に記載しているのでは。	「水面・河川・水路(4.5%)」と「道路(4.6%)」の順序を修正。
7	庁内	3	2(1)2段落2行目	「震災復興事業」と表現しているが、宮城県震災復興計画等で使用している文言としては、「復旧・復興事業」であり、実施計画に位置づけられた事業は「復興推進事業」としている。	「復旧・復興事業」に統一。
8	庁内	3	2(1)2段落目	一文が長く、読みにくいと感じられるので、文章の整理をするべきではないか。	本文のとおり、文の途中に読点を入れ、文章を整理。
9	庁内	3	2(1)2段落4行目	「一時的な減少から復旧事業の進展に伴い」を「復旧事業の実施に伴い」に修正してはどうか。	意見のとおり修正。
10	市町村	3	2(2)イ1段落目	「高盛土・多重防御等による現地再建など」と高盛土や多重防御の実施が現地再建につながったような言い方をしているが、なぜそう判断したのか理解出来ない(被災者と協議していない県がなぜこのように言えるのか疑問なので)この表現は削除してほしい。本市としては「沿岸部の住宅地は、高台移転や地域の意向や実情を踏まえた再建を行ったところである」の表現を望む。	高台移転は「現地再建」ではなく、また、「現地再建」を行ったところは高盛土や多重防御を行ったことで実現しています。高台移転を選択しなかった自治体があることを御理解願います。
11	市町村	3	2(2)イ1段落3行目	・現在進行形である「心の復興」の取組を結論付けるような記述は望ましくないため、「発揮するに至らず」を「発揮するには時間を要すほか」に修正すべき。 ・同様の理由から「共助の力などが弱体化しており」を「共助の力などが弱体化する懸念があり」に修正すべき。 ・同様の理由から「心のケアの継続においても深刻な課題となっている。」を「心のケアの継続が不可欠である。」に修正すべき。	意見のとおり修正。
12	庁内	4	2(2)□1段落1行目	「被災沿岸部に限らず、県全体が人口減少に転じており～」について、仙台市や名取市など、人口減少に転じていない市町村もあり、表現として誤解を生まないか。	「被災沿岸部を中心に県内の多くの地域で人口減少が進行しており」に修正。

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
13	市町村	4	2(2)ハ 1段落目	<p>要約すると「一日も早い復興事業の推進が生態系を壊す一因となっており、その結果、野生鳥獣の農作物や森林の被害につながった」とも受け取れるが、復興事業を進めた本市としては、自然環境への配慮に努めており、急ぐがあまり、自然環境や生態系の保全への配慮を欠いたとは考えておらず、言い過ぎの感があり、表現の再考を望むものである。</p> <p>よって、当該表現の意図がわからないため、修正案は付記しない。</p>	<p>復興を進めるに当たり、優先順位を付け、取捨選択を行った上で事業を行っているはずですので、ある程度のトレードオフは発生するものと思われます。そのため、現行のままとさせていただきます。</p>
14	国地方支 部局	4	2(2)ハ 2段落 2行目	<p>宮城県に対し、王城寺原演習場周辺自治体首長(色麻町長)がイノシシの駆除を県担当部長に直談判している実情を鑑み、修文いただきたい。</p>	<p>意見を踏まえ、野生鳥獣のうち集中的に管理を図る必要があるとされているイノシシ及びニホンジカを中心とする記述を加えた。</p> <p>「(前略)特にイノシシ及びニホンジカを中心とした野生鳥獣の適正管理を一層進めていく必要がある。」</p>
15	庁内	4	2(2)ハ 3段落 1行目	<p>また、これまでの震災復興を優先した開発促進の施策から転換し、～</p> <p>前段で環境に配慮した震災復興事業を進めていたと記載している以上、施策転換に関して表現する特段の理由がなければ、削除してはどうか。</p>	<p>環境に配慮していても開発は開発であり、特に、土地利用調整の特例を設けて土地利用転換を加速的に進めた経緯もあることから、現行のままとさせていただきます。</p>
16	庁内	4	2(2)ハ 3段落 5行目	<p>～再生可能エネルギーの適正・有効な利用を進める～ ↓ ～再生可能エネルギーの適正・有効な導入及び利用を進める～</p> <p>【理由】 利用のほかに、導入についても推進しているため。</p>	<p>「導入を進める」という表現は「導入を促進」と捉えられかねず、後述の森林の減少に関する記述と矛盾してしまうため、現行のままとさせていただきます。</p> <p>また、利用区分別基本方向(P133(3)トその他・低未利用地)において、太陽光発電施設の整備促進を図ることとする旨を記述しています。</p>
17	庁内	4	2(2)ハ 3段落 7行目	<p>～自然的土地利用の減少を招くことにも繋がっており、～ ↓ ～自然的土地利用の減少を招くことにも可能性もあり、～</p> <p>【理由】 因果関係がクリアであれば、ご教示願います。</p>	<p>本計画の目標年(R13)までにおいて、太陽光発電施設の建設を目的とした森林開発は、1,500ha程度見込まれており、これは自然的土地利用の減少に繋がっていると見られるため、現行のままとさせていただきます。</p>
18	庁内	5	2(2)ハ 3段落 10行目	<p>～設置されることが多く、森林減少の一因となっている。～ ↓ ～設置されることが多い。～</p> <p>【理由】 因果関係がクリアであれば、ご教示願います。</p>	<p>No.17と同様の理由から、現行のままとさせていただきます。</p>
19	庁内	5	2(2)ハ 4行目	<p>「再生可能エネルギー生産施設」という表現は一般的ではないと思われるため、「再生可能エネルギー発電施設」に修正すべき。</p>	<p>意見のとおり修正。</p>
20	庁内	5	2(2)ハ 5行目	<p>～リスクやメリットについて、適正な～ ↓ ～リスクやメリットについて、事業者の下、適正な～</p> <p>【理由】 科学的な検証は事業者が自らの責任において行うべきものと考えられます。</p>	<p>国土利用計画審議会委員からの意見にもありますが、特に「種類の異なるリスクをどのような指標で比較するか」は行政でも検討すべき課題であるため、現行のままとさせていただきます。</p>

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
21	庁内	5	2(2)ニ 1段落 1行目	「津波に強いまちづくり」について、宮城県震災復興計画などでは「災害に強いまちづくり」であるため、表現を揃えてはどうか。	「(前略)津波対策を中心とした災害に強いまちづくりの完遂(後略)」に修正。
22	庁内	5	2(2)ニ 1段落 7行目	後文で「吉田川」と表現しているため、「多田川水系」から「渋井川」に修正してはどうか。	「多田川水系」を「渋井川」に修正。
23	庁内	5	2(2)ニ 1行目	被害状況を最新の数値へ更新すること。	令和2年3月27日時点の最新数値に更新。
24	庁内	6	3(1) 2段落 1行目	～人口減少社会とポスト復興・地方創生を見据えた県土利用の推進～  地方創生の大きなテーマである人口減少社会に言及しており、また、項目内で、直接地方創生に言及しているわけではないと考えるので、特段の理由がなければ、地方創生の文言を削除してはどうか。	本文で直接地方創生に言及する部分はありませんが、本計画に掲げる施策への取組が地方創生に繋がると考えることから、現行のままとさせていただきます。
25	委員	6	3, 4, 5	調整は誰が行うかなど、本文に対する主語が誰かわからない。	3「県土利用の基本方針」、4「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、5「計画の実現に向けた措置」において、主語を追加。
26	庁内	6	3(1)イ 4段落 6行目	素案の記載は、所有森林を個人が民間事業者や森林組合を活用して管理する代替として、市町村が管理すると捉えられる表現だが、森林経営管理法では、所有森林の管理経営の委託先に市町村が追加されたものであり、民間事業者及び森林組合への委託管理という選択肢を消去したのではないため、以下のとおり修正すべき。  ・「従来の森林管理のあり方に代って」を「依存した従来の森林管理に加えて」に修正  ・「市町村が民有林の管理に参画する仕組み」を「市町村が私有林の管理を行える仕組み」に修正	意見のとおり修正。
27	庁内	7	3(1)ハ 1段落目	「東日本大震災からの復旧・復興を進めることで形成された「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築に向けて、震災復興期間終了後も継続的に整備を進め、大規模な地震や津波から県民の生命と財産を守る強固な県土づくりを完遂するとともに、これらの地域に～」を以下のとおり修正してはどうか。  「東日本大震災で得られた教訓を踏まえ、県土を震災前の状態に戻す単なる復旧ではなく、将来を見据えた新しい県土づくりを目指し、「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築に取り組んできた。今後とも、激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守り、被害を最小化するため、災害に強い県土づくりに取り組むとともに、これらの地域に～」	意見のとおり修正。
28	市町村	7	3(1)ハ 2段落 1行目	「津波被害が甚大であった沿岸部は災害危険区域の指定等により土地利用の転換を促し」としているが、市町村が行う災害危険区域の指定は「建築制限」つまり「土地利用の規制」であり、「土地利用転換を促したこと」は結果であって目的ではないため、修正すべき。	「災害危険区域の指定等により土地利用の転換を促し」を「土地利用の転換を含む各種施策により」に修正。

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
29	庁内	8	3(1)ニ 最終行から 2段目ほか	粗放的管理の事例を示してほしい。	「粗放的管理」の解説を「用語解説」へ記載。
30	国地方支部 局	8	3(1)ニ 3段落 7行目	No.14と同様の理由による。 ～野生鳥獣の進入経路となることによる農作物 鳥獣被害の拡大等を抑制するため、～ ↓ ～野生鳥獣（特にイノシシ）の進入経路となる ことによる農作物鳥獣被害の拡大等を抑制する ため、～	No.14において、特にイノシシの適正管理を進める旨を記述しており、改めて記載する必要がないため、現行のままとする。
31	庁内	8	3(1)ニ 1段落 6行目	～地域存続の取組として、 <u>集約市街地の形成</u> 、 小さな拠点の形成など～ ↓ ～地域存続の取組として、 <u>コンパクト・プラ ス・ネットワークの推進</u> 、小さな拠点の形成な ど～  【理由】 国土交通省都市局により「コンパクト・プラ ス・ネットワークの推進」が都市行政の課題の 一つとして掲げられています。	本県の実情に照らし、より適切と思われる表現を採用しているものです。
32	庁内	9	3(2)イ	No.31の基本方針に対する意見を踏まえ、本基本 方向に「 <u>コンパクト・プラス・ネットワーク の推進</u> 」の趣旨を追記してはいかがですか。 ※1段落3行目「また、都市における」の前周 辺  内容としては、人口減少・少子高齢化に対応 した以下が必要であると考えます。 「中心市街地等における都市機能の集積等の推 進」 「無秩序な郊外への市街地拡大の抑制」 「コンパクトなまちづくり、公共交通の確保充 実」 ※第五次計画の(2)地域類型別基本方向 イ都市(イ)(ロ)(ハ)の内容	No.31と同様の理由により、現行のままとしてさせていただきます。
33	庁内	9	3(2)イ	「既成市街地」や「既存市街地」と表現されて いるが、区別する理由はあるか。	「既成市街地」に統一しました。
34	庁内	9	3(2)イ 1段落 2行目	「空洞化」という表現について、国土交通省 都市局では「都市のスポンジ化」という用語が 用いられているため、置き換えてはどうか。	「空洞化」を「都市のスポンジ化」に 修正。
35	庁内	9	3(2)イ 1段落 4行目	「市街地再開発事業等」とありますが、内容 に幅を持たせるため「市街地開発事業等」に置 き換えてはいかがですか。 ※「市街地再開発事業」は都市計画法第12条 の「市街地開発事業」の一種であり、同条第4 項に規定されています。なお、後述の「土地 区画整理事業」も「市街地開発事業」の一種 になります。	市街地開発事業の中で多く行われている のは、土地区画整理事業と市街地再開 発事業であり、一括りにするよりも分けて 記載した方が具体的にわかりやすいと考 えますので、現行のままとしていただき ます。
36	庁内	9	3(2)イ 1段落 3行目	No.35の意見を踏まえ、1段落3行目「また、 都市における」から7行目「～検討し、」につ いては、「市街地開発事業等により～、複合的 な施策を推進する」の趣旨にまとめてはいた がですか。	No.35と同様の理由から、現行のままとして させていただきます。

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
37	庁内	9	3(2)イ 2段落目	後段「仙台市中心部等の～土地利用の観点から配慮を行う。」とありますが、何かの計画からの引用ですか。土地利用以外の観点が多すぎると考えます。 また、今回、仙台市中心部の土地利用を特出した理由や、それ以外の都市部について記載しない理由はありますか。	放射光施設、ILC誘致などの土地利用に関わる動向及び東北大学を中心とする教育研究機関のポテンシャルを表現したものです。 仙台市に集積しているため、必然的に仙台市中心部を代表として取り上げることとなります。
38	庁内	9	3(2)イ 2段落目	「仙台市中心部等の～土地利用の観点から配慮を行う。」について、土地利用に関して配慮だけ行うように見えるため、4行目にて分割してはどうか。	一文を分割し、「都市計画を図る。また、新たに」とした。
39	市町村	9	3(2)ロ 1行目	「農山漁村には自然と共生しながら上手に活用する文化伝統」の文中に「これらの地域資源を」を追加してはどうか。	「農山漁村には自然と共生しながらこれらの地域資源を上手に活用する文化伝統」に修正。
40	市町村	9	3(2)ロ 2段落4行目	「都市利用」は「土地利用」ではないか。	指摘のとおり修正。
41	庁内	10	3(2)ハ 4段落 4行目	～検討するなど、必要な調整に取り組む。 ↓ ～検討するなどの必要がある。 【理由】 「各種法規制等」の所管課が「必要な調整」ができるか、検証が必要であると考えられるため。	各種法規制により事業計画が変更や中止に到った場合、そのことが「適正な土地利用のための調整」に当たるため、現行のままとさせていただきます。
42	委員	10	3(2)ニ	「低未利用地・その他」の記載をもう少し具体的にしてはどうか。	例示等を追加。
43	庁内	11	3(3)イ 1段落 1行目	本県の県内総生産に占める農業の割合は約1%（平成28年度宮城県民経済計算年次推計）であり、「本県経済の大きな基盤」という表現は適切か。	「我が国の食糧供給に大きな役割を果たしていることから」に修正。
44	庁内	11	3(3)イ 1段落 4行目	「ICT・IoT」は地方創生総合戦略（改定案）で、AIやIoTを含めたICTという表現を使用しているため修正してはどうか。（20ページも同様）	IoTはICTに含めることとし、「ICT」に修正。
45	庁内	11	3(3)イ 1段落 3行目	「ICT・IoTや自動化技術等を活用した <u>営農管理の高度効率化を進めることで、先進的な農業経営の導入を支援し、生産性の向上と地域経済の活性化に資する。</u> 」を「ICT・AI・ロボット等のスマート農業技術を活用した先進的な農業経営体を育成し、 <u>営農管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化を図る。</u> 」に修正してはどうか。	意見のとおり修正。

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
46	庁内	11	3(3)イ 2段落 1行目	「農地の持つ防災」は「農地の持つ防災機能」が正しいか。	指摘のとおり修正。
47	庁内	12	3(3)ロ 2段落 2行目	～観点から必要な調整を行うこととする。～ ↓ ～観点が必要となる。 【理由】 「各種法規制等」の所管課が「必要な調整」ができるか、検証が必要であると考えられるため。	環境影響評価技術審査会等での指摘等が「必要な調整を行う」に当たることから、現行のままとさせていただきます。
48	庁内	12	3(3)ニ 水面・河川・水路	公共事業により整備される河川や道路が周囲の景観に与える影響にも鑑み、景観への配慮について記載があってもいいのではないか。	下線部を追加。 「自然環境の保全・再生及び地域の景観に配慮するとともに」
49	庁内	12	3(3)ホ 2段落目	「本県では、震災復興と国土強靱化の観点から、(略)を進めた(略)共に、 <u>防災道路ネットワークの完成を目指し、一般道路では主に市町村道の整備進展により、粘り強い県土の実現を図る。</u> 」を 「本県では、震災復興(削除)の観点から、(略)防災道路ネットワークの形成を進めた(略)共に <u>国土強靱化の観点から、大規模自然災害等に備えた強靱な県土づくりを推進する社会資本整備を継続的に推進する。</u> 」に修正。	意見のとおり修正。
50	市町村	12	3(3)ホ 2行目	「一般道路では主に市町村道の整備進展により、粘り強い県土の実現を図る。」とあるが、必要に応じて国道や県道の整備進展も必要になると思われることから修正願う。	No.49と同様に修正。
51	庁内	12	3(3)ホ 6行目ほか	「取組む」は「取り組む」に修正すべき。	意見のとおり修正。
52	庁内	13	3(3)へ 2段落 1行目	「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(仙塩都市マス)」では、「人口減少により新規の住宅需要は減少し、住宅開発の新たな事業化は困難と予想される」としている。 また、「今後新たな住宅団地の整備を検討する場合は、原則として公共交通ネットワークが整備された地区など生活・利便性が高い地域に限定する」としていることから、それらの趣旨を踏まえ、修正願う。	実態として、令和2～13年の間に開発される住宅地が複数あること、地価調査において「手頃で新しい」住宅地の人気が続いていると見られることから、以下のとおり修正。  「人口減少下で進む都市部への人口集約に加え、 <u>当面の間は、より快適な居住性を求めた新興住宅地の需要も見込まれることから、(中略)公共交通ネットワークが整備された地区など、生活利便性が高い地域を優先した新規の宅地開発</u> 」
53	庁内	13	3(3)へ 3段落 3行目	「～必要な用地の確保を図る。」とありますが、人口減少等の情勢を踏まえ、その配置等についても言及することが必要と考えます。  《例：「工業地の用地は、既存道路ネットワークの有効活用を考慮し、産業交通拠点である港湾・空港や高速道路インターチェンジ及び幹線道路等の交通利便性の高い地域を優先する。」等》	工業用地の配置に関する詳細な計画については、個別規制法に基づく諸計画において記載されるものと考えため、現行のままとさせていただきます。

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
54	庁内	13	3 (3) へ 4 段落 3 行目	「道路整備等に伴う沿線商業地の拡大等を計画的に進めることで」について、沿線商業地の拡大等を計画的に進めてはならず、沿線利用者のニーズを踏まえ、沿道型施設の適切な誘導を図っているため、その趣旨を踏まえて修正願う。	下線部のとおり修正。  「 <u>道路等公共インフラの整備状況に応じた適正な商業地の配置を行うこと</u> で」
55	市町村・庁内	14	3 (3) ト 4 行目	「未利用状態の継続等として」は「未利用状態の継続等を要因として」等ではないか。	下線部のとおり修正。 「 <u>未利用状態の継続等によって</u> 」
56	市町村	14	3 (3) ト 2 段落 6 行目	大規模施設設置において、土地の性質が大きく変わるため、近年、大雨災害が発生する中で周辺及び下流地域への影響を十分考慮する必要があるため、修正してはどうか。	下線部のとおり修正。  「(前略) 特に大規模施設設置においては、 <u>開発に伴い土地の性質が大きく変わるため、施設周辺及び下流地域への影響を十分考慮するよう指導し、</u> (後略)」
57	庁内	14	3 (3) ト 2 段落 8 行目	県ガイドラインは、国ガイドラインの一部抜粋等で構成されているため、「独自」と表記すると事実ではない。 また、県ガイドラインは土地利用への誘導を目的とせず、地域との合意形成について事業者の下に実施するよう任意の協力を求め、地域と共生した発電施設となるよう促すことを目的としているため、修正願う。	以下のとおり修正。  「 <u>バランスに配慮が必要である。(略) また、国や県が策定しているガイドラインにより、事業者が地域住民との合意形成が図れるよう支援する。</u> 」
58	庁内	14	3 (3) ト 3 段落 3 行目	～人口減少に伴うニーズの経時的変化にも配慮しながら、～  当該表現の前でニーズの多様化に触れており、ニーズの経時的変化に配慮するとあるが、配慮する必要があるのは人口減少の状況そのものの経時的変化など多岐にわたるため、人口減少に伴うニーズの経時的変化に限定する必要はないのではないか。	今後10年間の計画としては、「人口減少の状況そのものの変化(＝少子化ストップ、人口増加への反転)」は考慮不要であると考えるため、現行のままとさせていただきます。
59	庁内	15	4 (1) ロ 2 行目	国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計で確認できるのは令和12年の数値で、令和13年の推計は確認できない。独自に推計したものであれば、「社人研の推計を基に県で独自推計」などと表現を改めた方がよいのではないか。	当該で独自に算出しているため、下線部のとおり修正。  「 <u>国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、県で独自に算出した数値を採用</u> 」
60	国地方支部局	15	4 (1) ホ 規模の目標	農地の保全・集積等に各種施策を講じているにも関わらず、震災の復興事業が一定程度収束した基準年(H29)から目標年(R13)までに8,900ha減少(1,278km <sup>2</sup> →1,189km <sup>2</sup> :7.0%減)する目標であり、優良農地保全の観点から、農地の面積目標について県農政部局との調整をお願いする。	過去の平均転用面積の積み上げにより行っていた農地面積の算定を、より根拠が明確である事業計画面積の積み上げに変更し調整した。  変更前 1,278km <sup>2</sup> →1,189km <sup>2</sup> :7.0%減少 変更後 1,278km <sup>2</sup> →1,218km <sup>2</sup> :4.7%減少
61	国地方支部局	15	4 (1) ホ 規模の目標	第五次と第六次で、地域別(特に県北西、県北東)の農地の面積目標が大幅に変更されており、整理する必要はないか。  地域の区分 第五次 第六次 増減 県中南部地域 417km <sup>2</sup> 380km <sup>2</sup> △37km <sup>2</sup> 県北西部地域 542km <sup>2</sup> 684km <sup>2</sup> 141km <sup>2</sup> 県北東部地域 326km <sup>2</sup> 125km <sup>2</sup> △201km <sup>2</sup>	県内の各7広域圏を3地域に分類しているが、そのうち「登米広域圏」について、北東部地域に含めるべきところを北西部地域に含め算定していたため、面積に差が発生していた。修正後の面積は以下のとおり。  【修正後(算定方法変更後)】 地域の区分 第五次 第六次 増減 県中南部地域 417km <sup>2</sup> 392km <sup>2</sup> △25km <sup>2</sup> 県北西部地域 542km <sup>2</sup> 520km <sup>2</sup> △22km <sup>2</sup> 県北東部地域 326km <sup>2</sup> 305km <sup>2</sup> △21km <sup>2</sup>

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
62	庁内	16	4 (2) ハ 2段落目	No.59の意見と同様。本数字も社人研の推計を採用したということであれば、数字が確認できない。社人研推計から該当市町村の令和12年の人口を積み上げると下記のとおりとなる。 ※県中南部地域 162万6千人 県北西部地域 23万4千人 県北東部地域 28万4千人	No.59と同様に、当課で独自に算出していますので、現行のままとなります。
63	庁内	16	4 (2) ニ (イ)	平成25年に三港統合し、仙台塩釜港に石巻港が編入されたため、「仙台塩釜港仙台港区及び塩釜港区」に修正すべき。	意見のとおり修正。
64	市町村	16	4 (2) ニ (イ) 3段落 1行目	「宮城の将来ビジョン」において「企業誘致などの土地利用による空港周辺地域の活性化」を掲げていること、また、「仙台空港臨空都市整備基本計画」において地域振興等を誘導する土地利用等の方針を定めていることや、今後、仙台空港が東北のグローバルゲートウェイとしての役割を更に発揮していくことが期待されることなどから、空港周辺地域の活性化に向けた土地利用を図ることについて、以下のとおり明記することが望ましいと考えます。  【追加案】 このため、土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用を通じ、良好な市街地の形成と再生が計画的に行われるように土地利用を図る。特に、 <u>将来550万人が利用する仙台空港の周辺地域としてふさわしい土地利用について、周辺自治体と連携し、整備促進を図る。</u> ～	本文前段で、「仙台空港の発展が見込まれ、それについて良好な市街地の形成と再生が計画的に行われるように土地利用を図る」旨を明記しています。 また、「新・宮城の将来ビジョン」において、現時点では仙台空港周辺地域の活性化に関して掲げておらず、「仙台空港臨空都市整備基本計画」においても平成27年度に目標年次を迎えていることから、現行のままとさせていただきます。 なお、今後も「新・宮城の将来ビジョン」との整合性を図ることとし、必要に応じて記述を行うこととします。
65	市町村	16	4 (2) ニ (イ) 8段落目	令和元年東日本台風の被害を考慮し、浚渫に関する語句を加えてほしい。	下線部のとおり修正。  P12 3 (3) ニ 「 <u>水害防止に向けた河川の拡幅や浚渫等の各種施策を着実に進める。</u> 」
66	市町村	16	4 (2) ニ (イ) 4段落 1行目	「仙台空港周辺を除く沿岸部」がどの範囲までを指しているかは不明だが、本市域内の沿岸部については、震災前の人口水準を下回っているため、誤解のないよう「仙台空港周辺を除く」の文言を除く等配慮願いたい。	「仙台空港周辺を除く」の文言を削除。
67	国地方支部局	16	4 (2) ニ (イ)～ (ハ)	3地域とも、農地は宅地、道路等への転換に伴い減少としながら、目標値の増加は、ほぼ全てが「その他」であるが整合を図る必要はないか。	各地域の農地からの転換理由として「 <u>荒廃化（地目：その他）</u> 」による旨を追記。  【参考】 農地⇒その他 うち荒廃農地 中南部 2,154ha 597ha 北西部 1,511ha 745ha 北東部 2,002ha 653ha
68	市町村	16	4 (2) ニ (イ) 4段落 4行目	鉄道の復旧を進め～ ↓ 鉄道や道路の復旧を進め～	現行は、阿武隈急行に関する記述です。 また、道路について、令和元年東日本台風による交通規制は、中南部地域だけではなく北東部地域にも出ているため、現行のままとし、地目別に記載したいと思います。 なお、地目別「3 (3) 木道路」に「(前略)大規模自然災害等に備えた強靱な県土づくりを推進する社会資本整備を継続的に推進する。」と追記しました。
69	市町村	17	4 (2) ニ (ロ) 1段落 5行目	「宮城・岩手内陸地震」を「平成20年岩手・宮城内陸地震」に修正すべき。	指摘のとおり修正。

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
70	市町村	17	4(2)ニ(ロ)3段落7行目	「併せて、良好な自然環境と特有の農村景観等の地域資源を活かした定住促進を進め、地域コミュニティの維持に配慮する」について、前段の「鳴瀬川水系を中心とした地域は」に係っているが、鳴瀬川水系のみならず、県北西部地域全体に係るものとするため修正願う。	以下のとおり修正。 また、意見部分の「併せて、良好な自然環境と(略)」は、防災に関する段落に記載されていたため、前段(北西部地域全体に係る段落)の文末に移動した。  「地域の特性を活かした土地利用を図るとともに、良好な自然環境と特有の農村景観等の地域資源を活かした定住促進を進め、地域コミュニティの維持に配慮する。」
71	市町村	18	4(2)ニ(ハ)1段落2行目	平成27年3月31日に三陸復興国立公園に編入したため、「南三陸金華山国定公園」を削除すべき。	指摘のとおり修正。
72	市町村	18	4(2)ニ(ハ)1段落5行目	島の列挙部分について、「陸前江ノ島のウミネコ・ウトウ繁殖地」が史跡名勝天然記念物に指定されている「江島」を追記願いたい。	意見のとおり修正。
73	庁内	18	4(2)ニ(ハ)2段落1行目	平成25年に三港統合し、仙台塩釜港に石巻港が編入されたため「仙台塩釜港石巻港区」に修正すべき。	指摘のとおり修正。
74	庁内	20	5ロ4段落1行目	「交通施設等の周辺において、」の後に、「環境基準と整合のとれた用途地域の設定、」を追加する。  【理由】 新幹線騒音や航空機騒音の環境基準の類型指定は用途地域にリンクしているため、用途の設定が不整合であると、後住者の苦情が発生するため。	国土利用計画は、県土利用の基本的な考え方を示すものであり、用途地域の設定に関する基準等は、個別規制法に基づく諸計画などに記載されるものとするため、現行のままとさせていただきます。
75	市町村	20	5ロ5段落4行目	「併せて」の前のスペースを削除	指摘のとおり修正。
76	庁内	20	5ロ5段落4行目	併せて、廃棄物の不法投棄等の不適正処理→一字ツメ	意見のとおり修正。
77	庁内	20	5ロ5段落最終行	不法投棄について、原状回復が必要な場合を明記してはどうか。  「用地の確保を図る。あわせて、(中略)不適正処理の防止に努めるとともに、 <u>事案が発生した場合には、適切かつ迅速な原状回復を図る。</u> 」	意見のとおり修正。
78	庁内	20	5ハ1段落2行目	「国土強靱化地域計画」は3ページで既に表現されており、法の引用等を行うのであれば、3ページの時点で行う必要があるのではないかと。	意見のとおり、一番始めに「国土強靱化地域計画」を記述している箇所(3ページ1(4)ハ)に法の引用を記述。

No.	所属	記載ページ	項目	意見内容	修正内容
79	庁内	20	5ハ 2段落 1行目	～震災復興で取組んだ災害に強いまちづくり宮城モデルの構築を完遂し、引き続き発生が見込まれる宮城県沖地震等に備えると共に、～ ↓ ～震災復興で取組んだ災害に強いまちづくり宮城モデルの構築の完遂、災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの早期構築など、引き続き発生が見込まれる宮城県沖地震等に備えると共に、	防災道路ネットワークに関する記述は後段に個別例として記載しており、意見のとおりとすると内容が重複するため、現行のままとさせていただきます。
80	国地方支 部局	20	5ハ 2段落 5行目	「東日本大震災の記憶の伝承」を「東日本大震災の教訓の伝承」に修正してはどうか。	意見箇所の前段で記述している「防災・減災対策の経験を伝える～」に、以下のとおり追記。  「防災・減災対策の経験などの東日本大震災で学んだ教訓を伝えるなど、」
81	庁内	21	5ニ 5段落 3行目	「ICT・IoTや耕作機械の自動化等の新技術を導入したスマート農業の導入も支援し、生産性の向上や環境配慮の促進を図る。」を「ICT・AI・ロボット等のスマート農業技術の導入を支援し、生産性の向上と環境に配慮した生産方式の促進を図る。」に修正してはどうか。	意見のとおり修正。
82	庁内	22	5ニ 8段落 3行目	～地籍調査の早期完了により災害復旧に備えると共に、～ ↓ ～地籍調査の早期完了により事業採択に備えると共に、～	「災害復旧に備える」とは「地籍を明確化させておかないと境界確認に時間がかかるため、復旧・復興事業に遅れが出る」という意味ですので、現行のままとさせていただきます。
83	庁内	22	5ニ 8段落 3行目	「地籍調査」について、実施するとなった場合の予算措置はどこで行うのか。	市町村において事業を実施しており、その経費に対してそれぞれ地籍調査費負担金及び交付金を交付することとなっています。 負担率：3/4 国庫：市町村事業費の1/2 県（当課）：市町村事業費の1/4
84	庁内	23	5ホ 4段落 3行目	地目が農地であるものは農業に寄与する使用が必要であるため、下線部を追記してはどうか。  「周辺土地の利用状況等に応じ、地域の農業活性化のための施設用地や森林等への転換を図る。」	意見のとおり修正。
85	庁内	23	5ホ 5段落 1行目	農地転用は「やむを得ない場合に行うもの」であるというそもそもの概念に鑑みた際に、不適当と思われる表現であるため、下線部を削除願う。  「農地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、農地等への復元が一般的に困難であることから」	意見のとおり修正。
86	市町村	-	全体	「防災集団移転元地」「集団移転元地」「移転元地」と記載がバラバラのため、標記を統一すべき。	「防災集団移転元地」に統一。
87	国地方支 部局・庁内	-	全文	「令和元年台風第19号」は「令和元年東日本台風」に名称変更されたため修正すべき。	「令和元年東日本台風」に修正。